

緊急地震速報の本運用に向けての基本方針（案）

平成17年11月17日

検討会事務局

< 総論 >

- 1 . 緊急地震速報は、震源に近い観測点で得られた地震波を使って、震源の位置や地震の規模を求め、各地での主要動（大きな揺れ）の到達時刻や震度を推定し、主要動が到達する前に発表されるものである。緊急地震速報については、その適正な活用を行うことにより、地震や津波による被害の防止・軽減に有効であると考えられることから、最終的には広く国民に対して提供されるべきものである。
- 2 . 気象庁では、平成16年2月より準備が整った地域から順次関係機関へ試験的に緊急地震速報の提供を行い、本格運用に向けた課題等について検討を行ってきたところであるが、緊急地震速報の性質上、その提供を受けた者の理解不足による無用な混乱や損害等が発生するおそれがあることから、広く国民に対する緊急地震速報についての十分な周知と、混乱等を引き起こさないための適切な情報提供のあり方等の検討が必要であり、本検討会においてさらなる慎重な検討を行うこととする。

< 特定利用者への先行運用 >

- 3 . ただし、気象庁が試験運用を行った結果、下記 又は の要件に該当する者（同様の目的で二次的に伝達を受ける関連会社等を含む。）であって、不特定多数の者の混乱等を引き起こすことのないように情報管理を行うもの（以下「特定利用者」という。具体例については別紙参照。）のように、限定的な分野において公益的な使用を行う場合*1については、被害の軽減等

*1 ここで掲げたような場合以外にも、一般利用者も含めた運用の開始に備え、通信事業者等が一般利用者へ二次的に提供を行うためのシステム開発等を行う場合、放送事業者が迅速な情報伝達のための体制を整える場合、等その活用が事業者等の内部にとどまり、一般利用者へ緊急地震速報が二次的に伝達されるおそれがない場合については、当

に効果が見られるとともに、特段の混乱等に係る可能性もきわめて低く、今後の運用についてはほとんど問題がないと考えられるため、平成18年度の早い時期から先行的に運用を開始することが望ましい。この場合であっても、特定利用者及び情報活用の目的を達成するために特定利用者から情報の伝達を受ける者（以下「被伝達者」という。）が緊急地震速報の特徴や限界、適切な利活用方法等を十分に理解し、かつ特定利用者の責任において被伝達者に対して十分な訓練が行われていることが必要であることは言うまでもない。

自らがその事業等のために管理する設備等について、緊急地震速報を活用して、もっぱら自動又は手動による制御を行う者

自らがその事業等のために管理する施設等について、自らの事業等に係る従業員その他の自らに従属する者（不特定多数の者が集まる集客施設等にあつては、施設等管理者、防災担当者その他防災に係る一定の知識を有し、及び十分な訓練を受けている者に限る。）に緊急地震速報を伝達することにより、もっぱら当該施設等にいる利用客その他の者の安全の確保を図る者

4. 1. で述べたような緊急地震速報の性質にかんがみ、一般利用者（特定利用者及び被伝達者以外の者をいう。以下同じ。）も含めた運用が開始されるまでの間は、特定利用者及び被伝達者から一般利用者へ二次的に提供を行うことは望ましくない。
5. 特定利用者への運用開始に当たっては、緊急地震速報が適切に利活用されることを担保することが必要であることから、利用者の利用技術の向上・普及や健全な利用の促進、さらには関連民間事業の振興を図るべく、利用者で構成される「利用者協議会（仮称。以下同じ。）」を設置し、緊急地震速報の利活用方法等に関する情報交換等を行うことが望ましい。
6. また、特定利用者においては、緊急地震速報の適正な利用と事故等による混乱を回避するため、事前に利用に係るガイドライン作成に努める必要がある。なお、ガイドラインについては、すでに鉄道等一部事業者において作成が進められているところであり、新たな特定利用者を支援するため、気象庁は利用者

該事業者等に対する提供は差し支えないものと考えられる。

協議会や関係事業者・団体、関係省庁等と協力して、既存のガイドラインの公開や、ガイドラインの基本的考え方について情報の共有を図る必要がある。

- 7．緊急地震速報は、その原理上、誤報*2や予測震度の誤差が発生することは避けられない。気象庁は、誤報や予測震度の誤差を最小限にすべく、今後一層の技術開発に努めるべきであることは当然であるが、これに加えて、誤報や予測震度の誤差の発生が原理上不可避であることを説明すること、また緊急地震速報を発表した場合にはその都度誤報や予測震度の誤差の発生に関する情報も含めて速やかに公表することをはじめ、緊急地震速報に係る情報の内容・質・運用状況・問題点等について利用者協議会やホームページ等を通じて積極的に提供・公開するとともに、必要に応じて利用者等に助言・指導を行うことが必要である。
- 8．なお、特定利用者が自らの震度推計技術等により震度等予測し、緊急地震速報に加味した独自の情報を作成して、自らの事業等のために活用するというようなことも考えられるが、その適否やあり方等に係る考え方については、当該情報の性質にかんがみ、特定利用者に係る緊急地震速報についての本基本方針における考え方に準じるべきである。

< 一般利用者への運用に向けて >

- 9．一般利用者については、現段階では緊急地震速報についての理解が浸透しておらず、無用な混乱や損害等が発生するおそれがあることから、一般利用者に対して緊急地震速報の特徴や限界、適切な利活用方策等、さらには緊急地震速報発表時に一般利用者がとるべき行動等について、十分な周知を行うことが必要であり、そのための具体的な方策について検討することが必要である。また、すべての一般利用者に対して、特定利用者において行われるのと同様の周知・訓練等を行うのは事実上困難であること、一般利用者は複数の緊急地震速報から自己の目的に適合したものを選択することはほぼ不可能であること、等一般利用者の特質を勘案しつつ、一般利用者向けに発表する緊急地震速報の具体的な内容等について検討することが必要である。

*2 落雷等地震以外の原因で発信される緊急地震速報をいう。

10. 一般利用者向けの緊急地震速報に係る検討を行うに当たっては、一般利用者が置かれた状況やいる場所、緊急地震速報の入手手段等により緊急地震速報発表時に想定される混乱等の可能性も変わってくると考えられることから、きめ細かい議論を行うことが必要である。また、1.で述べたように、緊急地震速報は、適正な利活用を行うことにより地震や津波による被害の防止・軽減に有効であると考えられるものであり、広く国民が享受すべき情報であることから、混乱等を引き起こさないことには留意しつつも、積極的に利活用できるような方策を考えていくべきである。
11. また、一般利用者が緊急地震速報を円滑かつ適切に利用するためには、実証実験等による検証が不可欠であることから、気象庁は、国土交通省、内閣府、消防庁等の関係省庁や地方公共団体、関係事業者等と連携して、例えばモデル地域における情報伝達実験等を実施し、緊急地震速報の周知、伝達方法、活用のあり方等に係る課題等を整理するとともに、その成果をホームページ等を通じて広く公開し、適宜意見募集等を行うことが必要である。
12. 気象庁は、上述したような課題や方策等について関係省庁や地方公共団体、関係事業者等と連携して精力的に検討等を行い、平成18年度末までに一般利用者への緊急地震速報の本格運用を開始することを目指すべきである。

基本方針（案）における特定利用者の具体的事例

特定利用者と整理されるもの

以下の事例は、いずれも特定利用者及び（ ）を付した者（＝被伝達者）が緊急地震速報の特徴や限界、適切な利活用方法等を十分に理解し、かつ特定利用者の責任において被伝達者に対して十分な訓練が行われていることが前提である。

< 3 . によるもの >

- ・ 列車・エレベーターの自動制御による緊急停止
- ・ 工場等における生産ラインの自動停止
- ・ 工場等における危険物流出防止装置の自動起動
- ・ 住宅供給者が、その管理するマンションにおいて自動的に行うガス停止やドア開放等設備の自動制御
- ・ 企業等における重要データ保護のための緊急バックアップ又はハードディスクへのアクセス停止
- ・ 列車の運転士（ ）に伝達することによる緊急停止
- ・ 上記の各種自動制御の場合における防災担当従業員に対する制御実施の通知

< 3 . によるもの >

- ・ 医療機関における医師等（ ）の手術の一時中断等患者の安全の確保
- ・ 百貨店・劇場等の不特定多数の者が集まる集客施設における施設管理者や警備員（ ）の防災対応や施設管理
- ・ 学校における教員（ ）の先導による児童・生徒の危険回避行動
- ・ 工場等の従業員（ ）向けのパソコン、場内放送等を用いた危険箇所からの避難
- ・ 建築業者における高所等危険場所で作業する従業員（ ）の安全確保
- ・ 砂防工事現場における土砂災害危険地域からの退避

一般利用者と整理されるもの

- ・住宅供給者におけるその経営するマンションの各家庭への緊急地震速報の音声報知
- ・通信事業者における携帯電話メールやインターネット等による契約者に対する緊急地震速報の送信
- ・鉄道事業者における列車内や駅のホーム・コンコース等における緊急地震速報の放送
- ・百貨店・劇場等の集客施設における緊急地震速報の館内放送
- ・市町村防災行政無線による住民への緊急地震速報の伝達
- ・テレビ・ラジオによる緊急地震速報の伝達